

ご存知ですか？



車両制限令・積載不相当車両の取締りについて

NEXCO西日本では、法律に基づき定められた制限に違反する車両の進入防止を目的に取締りを行っています。

【道路法第47条は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、通行できる車両の幅、総重量、軸重量、高さ、長さ及び最小回転半径の制限を定めた法令です。】

お客様の安全・安心と道路を守るため取締りを行います。

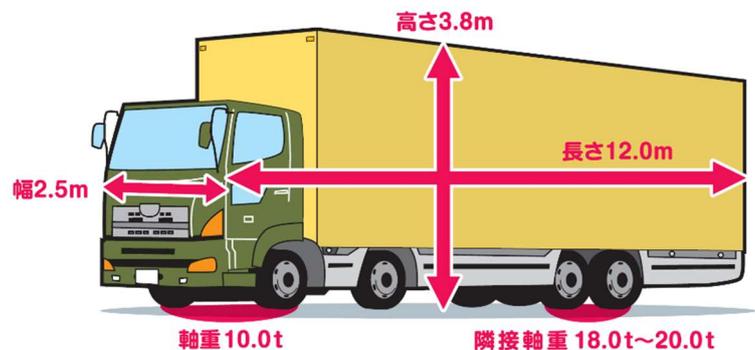
車両は基準を超えていませんか？

下の基準を超える車両は許可なく通行できません。

【車両制限令により定められた制限（一般的制限値）】

幅	2.5m
高さ	3.8m※
長さ	12.0m
総重量	20.0～25.0t
隣接軸重	18.0～20.0t
軸重	10.0t

※高速自動車国道や指定道路などは一部特例措置があります。
(高さ指定道路は4.1mまで)



「特殊車両通行許可証」等はお持ちですか？

上記制限を超える特殊な車両を運行されるお客さまは、

『特殊車両通行許可証』又は『登録車両の通行に関する回答書』
が必要です。



ご注意!!

幅、高さ、長さは
積み荷の部分を含みます！

積み荷の落下防止対策は万全ですか？

お客さまに安全・安心で快適に高速道路を走行していただくため、道路法第43条第2項の規定に従い、積載物の落下する恐れのある車両に対し、積載方法の指導、是正等を行なっています。

実際の落下物・・・

脚立・シート・角材・ベニヤ板・
アングル・コンテナ・輪止め等々…
重い物、大きな物も落下しています！



止まって
下さい！

取締りの際は、一時停止等のご協力をお願いいたします。

西日本高速道路パトロール関西株式会社